

防府市ファミリーサポートセンター事業利用助成金交付要綱

令和2年3月10日制定

(設置目的)

第1条 この要綱は、防府市ファミリーサポートセンター事業(以下「センター事業」という。)において、子どもの預かり等の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)から子どもの預かり等の援助を行いたい者(以下「援助会員」という。)に対する依頼によって行われた子どもの預かり等の援助(以下「援助活動」という。)に対する報酬を助成金として援助会員に交付することにより、依頼会員の負担を軽減するとともにセンター事業の活性化を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等に起因して援助活動を行った援助会員とする。

(助成金の額)

第3条 第2条に定める援助活動において生じた報酬額全額とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防府市ファミリーサポートセンター事業利用助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて援助を行った日の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防府市ファミリーサポートセンターの会員証の写し
- (2) 活動内容及び報酬額を確認できる書類(活動報告書など)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、防府市ファミリーサポートセンター事業利用助成金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により助成金の交付の可否について申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、申請者に対し速やか

に当該申請に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽の報告その他不正な行為により助成金の交付を受けていたと認められるときは、当該交付に係る助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

防府市ファミリーサポートセンター事業利用助成金交付申請書

年 月 日

防府市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号 () -

下記のとおり防府市ファミリーサポートセンター事業における援助活動を行いましたので助成金の交付を申請します。

記

援助を行った日 (援助を行った時間)	利用数	助成金
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
年 月 日 (: ~ :)	1人目・2人目以降	円
助成金申請額		円
振込先	銀行・信用金庫・農業共同組合	普通・当座
	口座番号	支店・本店
	口座名義人 (フリガナ) ()	

指令防子第 号
年(年) 月 日

様

防府市長



防府市ファミリーサポートセンター事業利用助成金交付(不交付)決定通知書(年 月分)

申請のありました防府市ファミリーサポートセンター事業利用助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金の額 円

2 不交付の理由